

Top Board of Therapists/TBT (トップセラピスト協会)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、トップセラピスト協会 Top Board of Therapists/TBT (以下「本会」という) と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都中央区銀座6丁目5番8号3F TBT内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高いスキルを持つセラピストの育成と確立に努め、セラピー及び心身に関わる様々な分野の普及と発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) セラピストに関する学術技能の振興に関すること。
- (2) セラピスト相互の親睦、交流に関すること。
- (3) 講演会、セミナー、ワークショップの主催に関すること。
- (4) クライアントへの情報提供、広報活動に関すること。
- (5) TBT認定 K.Y ACADEMY セラピスト養成コースに関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員からなる。

(正会員)

第6条 正会員は、K.Y ACADEMY 認定セラピスト養成コースで、プロフェッショナルセラピスト養成コース以上を修了してセラピスト認定証を受け、さらに TBT 認定セラピストを希望し認定証を受け本会の趣旨に賛同するものとする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、これを援助する個人又は団体とする。

(入会及び資格)

第8条 本会に入会しようとする者は、TBT 認定セラピストの認定証を受けたものに限る。入会に当たっては、所定の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 1項 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
2項 既納の会費その他の搬出金品は如何なる理由があろうとも返還しない。

(資格喪失)

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会。
2. 後見または保佐の開始。
3. 死亡及び失踪宣告。
4. 除名。(会員にして不相当と認められたる者、及び理由なくして会費を1ヶ年以上滞納した者は当該会計年度を経過した時点で、理事会の議決を経て除名することができる。)

第2章 組織

(役員の種類)

第11条 本会は次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	若干名
理事	若干名
監査役	若干名

(役員を選任)

第12条 理事長は原則として株式会社トップ（東京都中央区銀座6丁目5番8号）の代表取締役が就任し、副理事長・理事・監査役は理事会の議決によりこれを選任し、総会出席数（委任状を含め正会員の2分の1以上の出席）の承認を得なければならない。

第13条 理事長を除く役員の任期は2年とし、再選再任を妨げない。

第14条 理事長を含めた役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のあった場合はその任期中であっても、臨時総会又は理事会の議決によりこれを解任することができる。

第3章 会議

(総会)

第15条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第16条 定期総会は毎年4月に理事長が招集する。

第17条 理事長は自らが必要と認めた場合、及び理事又は正会員の3分の1以上から議題を提示し総会の招集を請求された場合は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第18条 定時総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長はその都度正会員の互選で定める。

第19条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。但し当該議事に関しあらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

第20条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決するものとする。

(理事会)

第21条 理事会は必要に応じて理事長が招集し議長となり、会務運営上必要な事項に関し審議議決する。

第22条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。但し当該議事に関しあらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

第23条 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決するものとする。

第4章 会則の変更他

(会則の変更)

第24条 本会則は理事会に於いて理事過半数以上の議決を経た後、総会に於いて正会員の過半数以上の議決を経なければ変更できない。

(会則の発効)

第25条 本会則は、2007年2月14日より適用する。